

御説明資料
(国会版社会保障制度改革国民会議)

平成25年5月22日(水)
厚生労働省

ナショナルミニマム研究会について

1. 目的

すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理するため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を開催する。

2. 開催状況

第1回 (平成21年12月11日)	生活保護の母子加算について (※ 生活保護実態調査暫定報告)
第2回 (平成21年12月16日)	ナショナルミニマムの基本的考え方について
第3回 (平成22年1月15日)	ナショナルミニマムの考え方について (委員からの発表)
第4回 (平成22年1月27日)	
第5回 (平成22年2月15日)	
第6回 (平成22年3月4日)	
第7回 (平成22年3月23日)	
第8回 (平成22年4月9日)	ナショナルミニマムについて等 (これまでの議論の整理)
第9回 (平成22年5月10日)	
第10回 (平成22年6月18日)	中間報告取りまとめ

3. 構成員

雨宮 処凜	作家・反貧困ネットワーク副代表	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授	神野 直彦	東京大学名誉教授
貝塚 啓明	東京大学経済学部特任教授、 財務省財務総合政策研究所名誉所長	竹下 義樹	弁護士
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授	橋木 俊詔	同志社大学経済学部教授
		湯浅 誠	反貧困ネットワーク事務局長

ナショナルミニマム研究会中間報告(平成22年6月)のポイント

ナショナルミニマムの考え方

- ナショナルミニマムとは、国が憲法25条に基づき全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準。
- 主に所得や資産等の経済的指標で捉えられてきたが、人間関係や社会参加等の社会的指標との関連を見ることが重要。
- 生活ニーズは多様であり、実態を正確に把握するためには、複数の指標を複合的に参照することが必要。

ナショナルミニマムの基準

- 最低生活費については、水準均衡方式を基本としつつ、マーケットバスケット方式も含め新たな手法による多角的な検証が必要。
- 最低生活費は、生活扶助基準のみならず、最低保障年金、最低賃金、社会保険料、自己負担等の設定にも活用される社会保障制度等の共通の基準となる。

ナショナルミニマムの保障のための施策

- ライフサイクル中の様々なリスクに対応して、生活保護のみならず、年金、最低賃金、雇用保険、医療保険、子ども手当等の社会保障・雇用施策によってナショナルミニマムを保障。
- 就労促進の強化によるトランポリン型の生活保護制度、住宅手当等の第二のセーフティネットの拡充などが課題。

ナショナルミニマムの保障責任、国と地方の関係

- ナショナルミニマムの最終的な保障責任は国が負う。国民の生命・生活に重大な影響を及ぼす場合などは、国が規定するナショナルミニマムの考え方が、地方との役割分担の議論の前提となる。
- 地域主権は積極的に実現するべきだが、ナショナルミニマムに上乗せされる形で地方の独自性が発揮されるべき。

貧困・格差是正と経済成長

- 社会保障により多くの人々が挑戦できる環境を整備し、広く国民全体の能力を活かすべき。貧困・格差の是正と経済成長には、現金給付に加え、現役世代に対する社会サービス給付の充実が必要。

最低賃金

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。
- ※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。
- ※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
最低賃金額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12

3. 最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。（最低賃金法第9条）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金制度を取り巻く環境

(1)生活保護との乖離解消

平成19年の最低賃金法改正により、地域別最低賃金を決定するにあたっては、生活保護との整合性も配慮することとされている。



- 地域別最低賃金額が生活保護の水準を下回っている地域については、計画的な乖離解消に努めている。

(2)中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について(円卓合意)

平成20年6月の成長力底上げ戦略推進円卓会議で、政労使の間で中小企業の生産性向上を図ることと併せて、最低賃金について、当面5年程度で引き上げることを目指し、政労使が一体となって取り組むことを合意。



- 中小企業からの相談受付や事業場内の最も低い時間給の引上げに取り組む中小企業事業主への助成等を行う「中小企業支援事業」を実施している

(3)最低賃金引上げについての政労使合意

平成22年6月の雇用戦略対話で、政労使の間で、2020年までの目標として、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと※等を合意。



また、円滑な目標達成を支援するため、影響を受ける中小企業に対する支援を行うこととされた。

※ 2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長が前提。

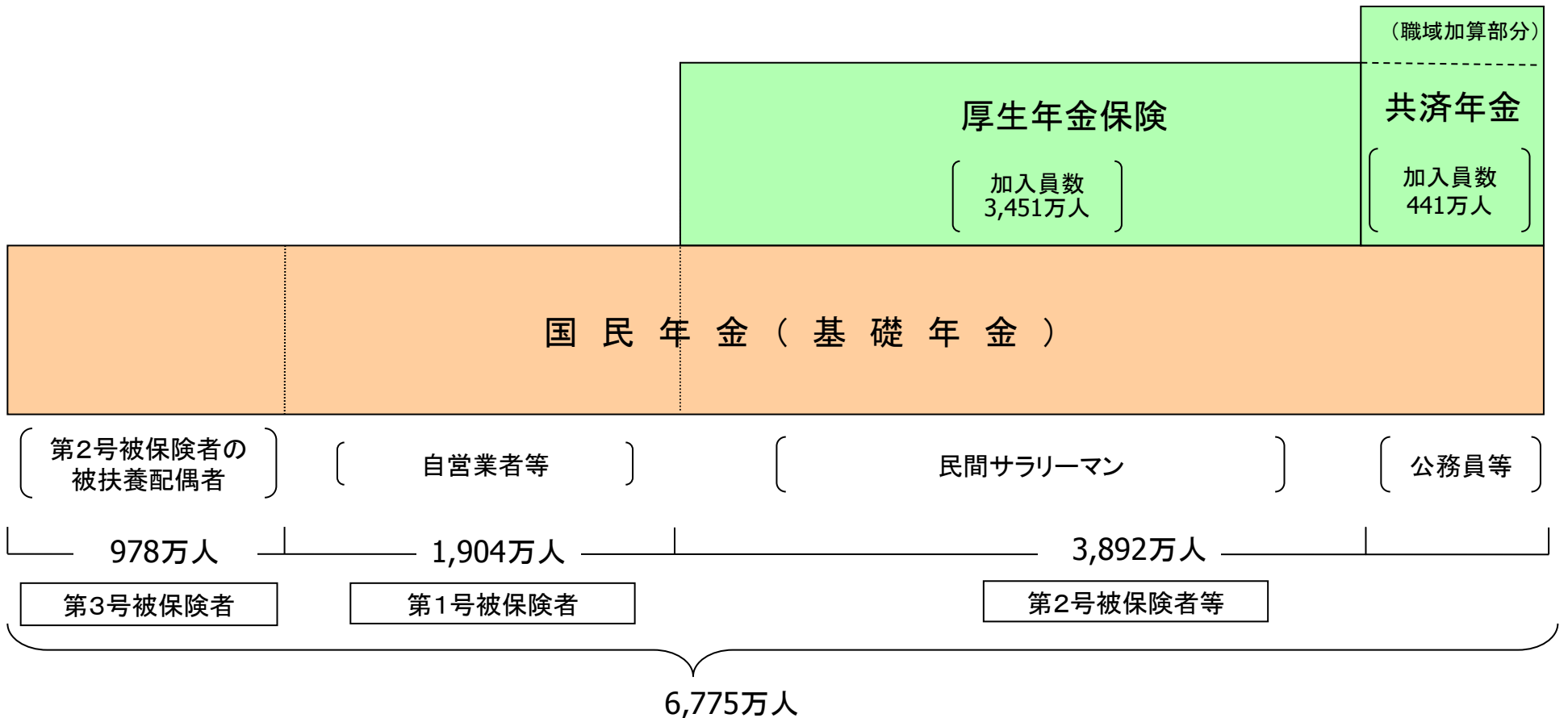
平成25年度予算額	26.5億円
24年度予算額	35.2億円
23年度予算額	50.0億円

基礎年金

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成23年度末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月現在 月15,040円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年9月現在 16.766% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者 ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

○ 被保険者数 (公的年金制度全体)	6,775万人(平成23年度末)
○ 受給権者数 (公的年金制度全体)	3,867万人(平成23年度末)
○ 国民年金保険料	15,040円(平成25年度) ※ 保険料納付率:58.6%(平成23年度)
○ 厚生年金保険料率	16.766%(平成24年9月分～平成25年8月分)
○ 年金額	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金 月65,541円(平成25年4月～9月) ※ 平均額:月5.5万円(平成23年度)
○ 年金額	<ul style="list-style-type: none"> 老齢厚生年金 月230,940円(平成25年4月～9月・夫婦2人分の標準的な額) ※ 1人あたり平均額:月16.1万円(基礎年金を含む)(平成23年度)
○ 保険料収入(公的年金制度全体)	33.7兆円(平成25年度予算ベース)
○ 公費負担額(公的年金制度全体)	11.5兆円(平成25年度予算ベース)
○ 給付費(公的年金制度全体)	51.9兆円(平成25年度予算ベース)
○ 積立金(国民年金・厚生年金)	119.4兆円(平成23年度末、時価ベース)

基礎年金について

① 基礎年金の創設経緯

- ・ 昭和60年の年金制度改革により、国民年金と厚生年金を通じて制度共通の給付である基礎年金の制度が導入され、年金の基礎的部分については、職業生活の履歴を問わず、全国民で支え合う仕組みとした。
- ・ 基礎年金制度の導入により、制度間の整合性が確保されるとともに、全国民について個人単位の1人1年金の原則が確立され、女性の年金権が確保されるなど、実質的に年金制度の基礎的部分が統合一元化されることとなった。

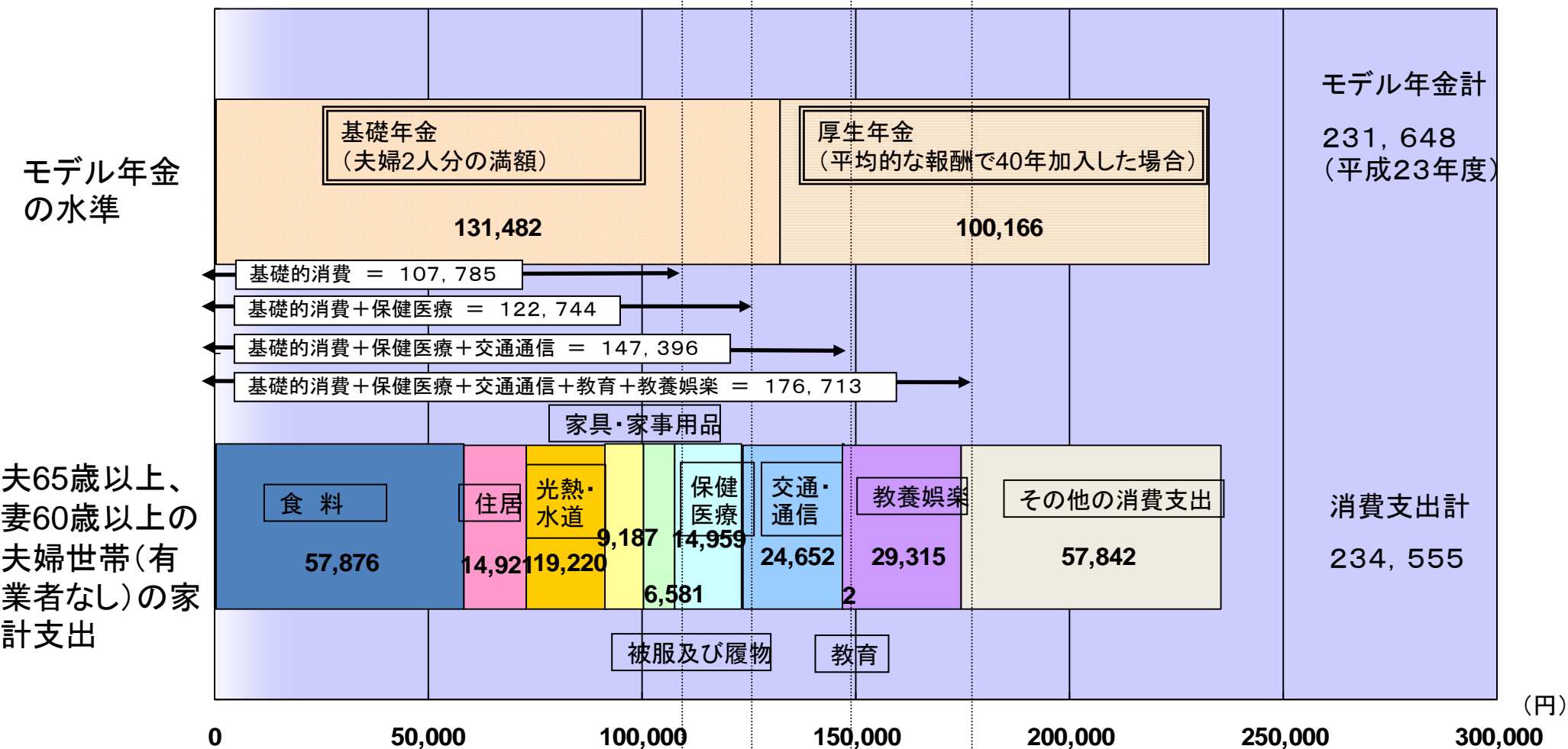
② 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金は、老後の生活の基礎的部分を保障するという考え方から水準が設定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。
- ・ なお、引退後収入がなくなるサラリーマンについては、報酬比例の厚生年金が存在する。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

- 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯（有業者なし）の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。



生活保護

生活保護制度の目的は、**最低生活の保障**と**自立の助長**

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用しなければ保護は受けられない。また、扶養義務者から扶養されている場合などは、その分は保護費を支給しない(一方、扶養されているか否かは保護を受給する前提ではない)。

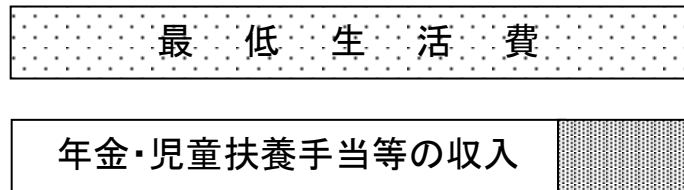
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇開始時に資産等が無い調査
- ◇開始後にも変動があれば届出義務

② 最低生活費(※)から収入を差し引いた差額を保護費として支給

※世帯の人数、年齢、地域等に応じて決まる



支給される保護費

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員(※)の配置

※非常勤で雇用する就労支援の専門職員

○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

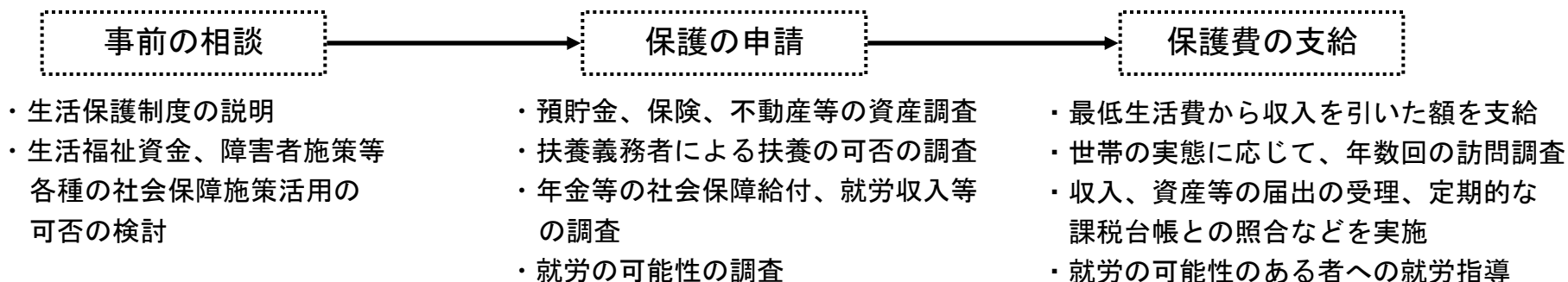
生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用 ②光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。(障害者加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	一定額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	本人負担なし(10割負担分を医療機関に支払い)
介護サービスの費用	介護扶助	本人負担なし(1割負担分を介護事業者へ支払い)
出産費用	出産扶助	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

○ 生活扶助額の例 (平成25年4月)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	172,170円	135,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	192,900円	157,300円

※ 児童養育加算を含む。

○ 生活保護の手続

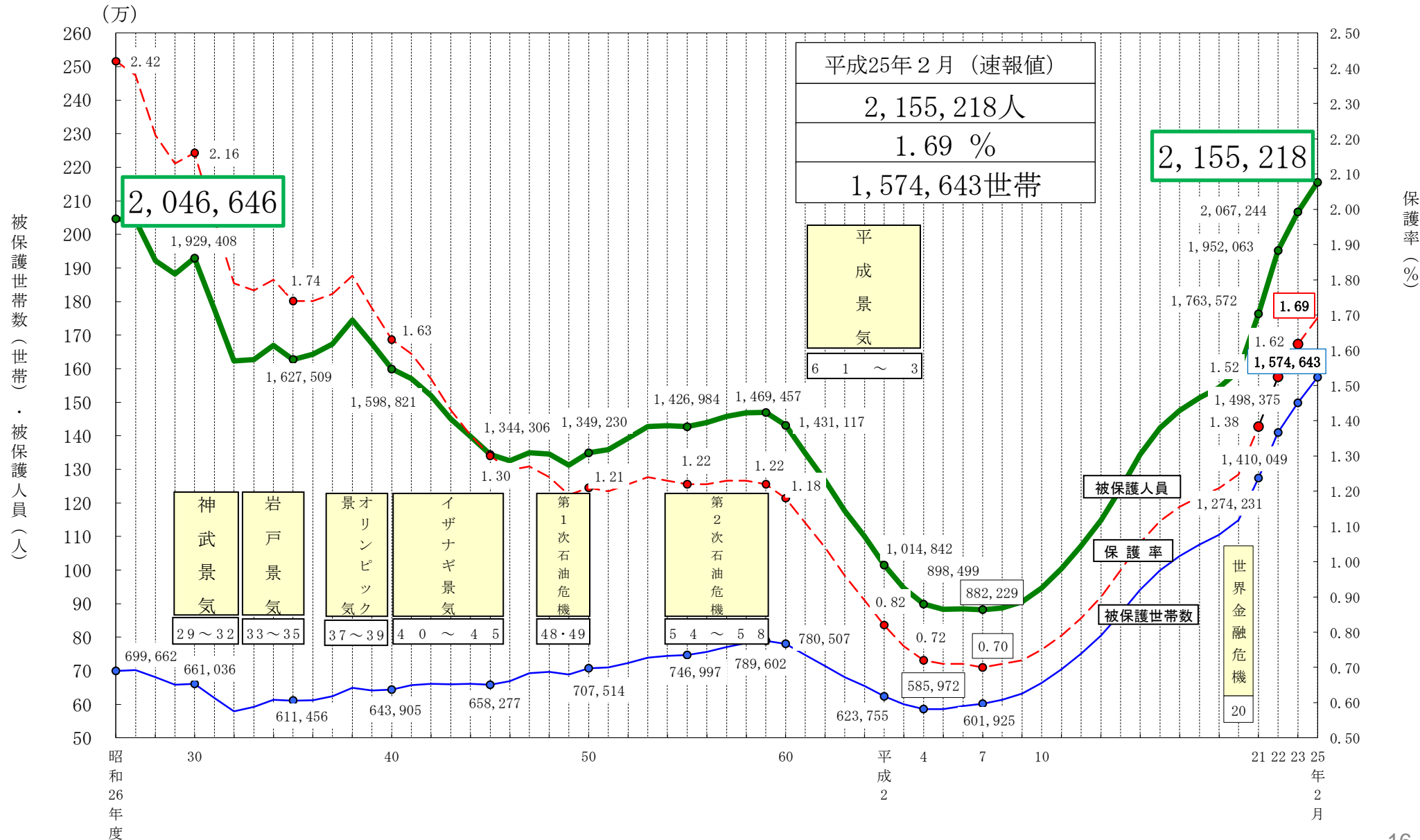


○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
 - ※ 福祉事務所の設置状況は、全国で1249カ所(都道府県211、市997、町村41(平成24年4月1日現在))
 - ※ 福祉事務所の所員の定数は条例で定める。ただし、厚生労働省としては、以下の数を標準数として示している。
 - (市)被保護世帯240以下の場合:標準数3・被保護世帯80増すごとに1追加
 - (都道府県)被保護世帯390以下の場合:標準数6・被保護世帯65増すごとに1追加
 - ※ 全国のケースワーカー数(生活保護担当(非常勤を含む)):16,386人(24年保護課調べ)
 - ※ ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数:(市)95.8世帯 (都道府県) 65.2世帯 (24年保護課調べ)
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は215万人であり、一昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



生活扶助基準の改定率の推移

(%)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
改定率	99.1	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

生活扶助基準の改定方式の変遷

① 標準生計費方式(昭和21年～22年)

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

② マーケットバスケット方式(昭和23年～35年)

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③ エンゲル方式(昭和36年～39年)

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

④ 格差縮小方式(昭和40年～58年)

一般国民と被保護世帯との消費水準の格差をさらに縮小させるため、政府経済見通しにおける個人消費支出の伸びに一定の格差縮小分を加えることにより基準額を引き上げていく方式。

⑤ 水準均衡方式(昭和59年～現在)

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

社会保障に係る費用の将来推計

社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)

今回試算の性質

平成23年6月「社会保障に係る費用の将来推計」をベースとし、新しい人口推計及び経済の見通しが示されたことを踏まえ、将来推計の改定を行った。

また、新しい推計に基づいた、社会保険各制度(年金、医療、介護)における1人あたり保険料(率)の見通しについても、併せて推計を行った。

前提条件

・ 人口前提:

平成23年6月推計:「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」出生高位(死亡中位推計)

→ 今回推計:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位(死亡中位推計)

・ 経済前提

平成23年6月推計:内閣府「経済財政の中長期試算(平成23年1月)」慎重シナリオに準拠して設定

→ 今回推計:内閣府「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオに準拠して設定

・ 推計の足下値は、平成24年度予算案をベースとしている。

・ 推計方法(平成23年6月推計の考え方)

・ 公的年金 平成21年財政検証結果(基本ケース)等を基に推計

・ 医療、介護 社会保障国民会議試算と同様の手法により推計

・ 子ども・子育て 「子ども・子育て新システム検討会議」(内閣府)における試算を基に推計

・ 上記以外 GDPに対する給付規模が将来にわたって変わらないことを基本として機械的に推計

(なお、短期的には近年の予算等も動向も踏まえつつ推計)

※ 1人あたり保険料(率)の見通しについては、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

① これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと

② 特に賃金の伸び等により将来の値は変わりうること

などに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

(参考)前提条件の比較

		H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	平均寿命の仮定	出生率の仮定
総人口 (万人)	23年6月推計	12,623	12,423	12,157	○前回 男 83.67年 女 90.34年 ○今回 男 84.19年 女 90.93年 (長期の平均寿命の 仮定) (参考)2010年実績 男 79.64 女 86.39	○前回 1.55 ○今回 1.35 (長期の合計特殊出 生率の仮定) (参考)2010年実績 1.39
	改定後	12,660	12,410	12,066		
0~14歳 (万人)	23年6月推計	1,564	1,470	1,397		
	改定後	1,583	1,457	1,324		
15~74歳 (万人)	23年6月推計	9,414	9,080	8,593		
	改定後	9,431	9,074	8,563		
75歳~ (万人)	23年6月推計	1,645	1,874	2,167		
	改定後	1,646	1,879	2,179		

		H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023 ~
名目経済 成長率 (%)	23年6月 推計	1.3	1.3	1.5	1.3	1.5	1.8	1.8	2.0	1.8	1.7	1.8	1.7
	改定後	2.0	1.7	2.6	1.8	2.3	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
賃金 上昇率 (%)	23年6月 推計	1.8	1.8	1.8	1.8	2.1	2.7	2.9	3.1	2.8	2.4	2.6	2.5
	改定後	0.1	1.0	1.3	1.4	2.4	2.6	2.8	2.8	2.4	2.2	2.3	2.4
物価 上昇率 (%)	23年6月 推計	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
	改定後	0.1	0.5	3.1	1.6	1.7	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2

医療・介護に係る長期推計の手法の変遷

【国民会議以前の医療費・介護費用の推計方法】

一定の経済前提を仮定し、将来人口推計と医療・介護費用にかかる過去のトレンドを将来に投影して推計を行う手法。

→ 年齢別の1人当たり費用などの費用面を主に着目



試算の考え方を大幅に転換

平成20年10月

社会保障国民会議における検討に資するための医療・介護シミュレーション

将来の「医療・介護サービスのあるべき姿」を実現するという観点のもと、「将来の医療機関の機能分化・強化を徹底し、急性期医療の在院日数大幅短縮と医療資源の集中投入による大幅な単価増を仮定」「地域ケア体制整備の一環として、グループホームや小規模多機能サービスの大幅増による認知症ケアの充実を仮定」など、現状の医療・介護の問題点を解決するために設定された多くの具体的仮定に基づいた、将来のサービス需要、それを支えるサービス基盤やマンパワー、必要となる費用や財源などについての総合的なシミュレーション

国民会議シミュレーションと同様の手法で試算

※ ただし、医療については精神科入院の改革、長期療養における平均在院日数の短縮等の影響が織り込まれており、また介護については在宅介護への移行をさらに重視し、マンパワーを増強するなどの変更を行っている

平成23年6月 社会保障に係る費用の将来推計

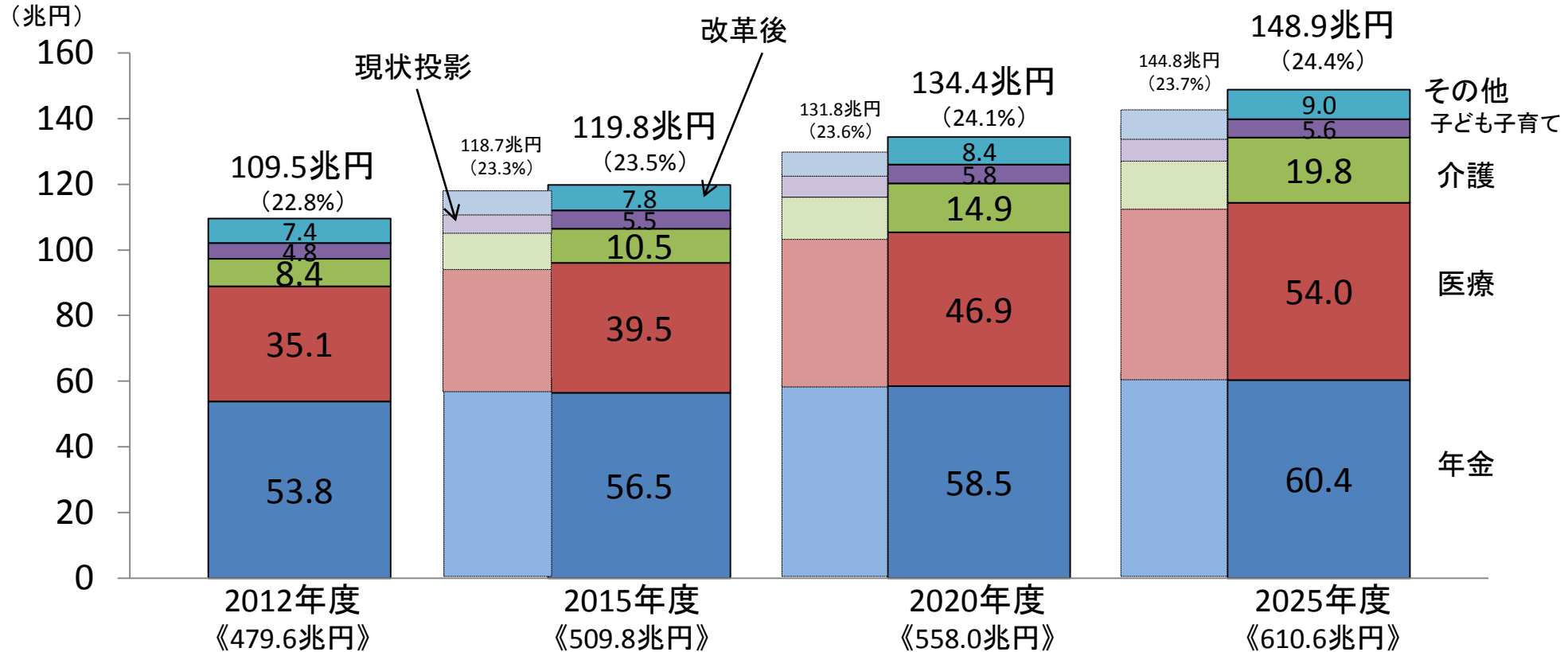
新たな将来推計人口を元に、試算結果を改定。また保険料水準を新たに推計

平成24年3月 社会保障に係る費用の将来推計の改定

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》

○給付費に関する見通し

給付費は2012年度の109.5兆円(GDP比22.8%)から2025年度の148.9兆円(GDP比24.4%)へ増加。



注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

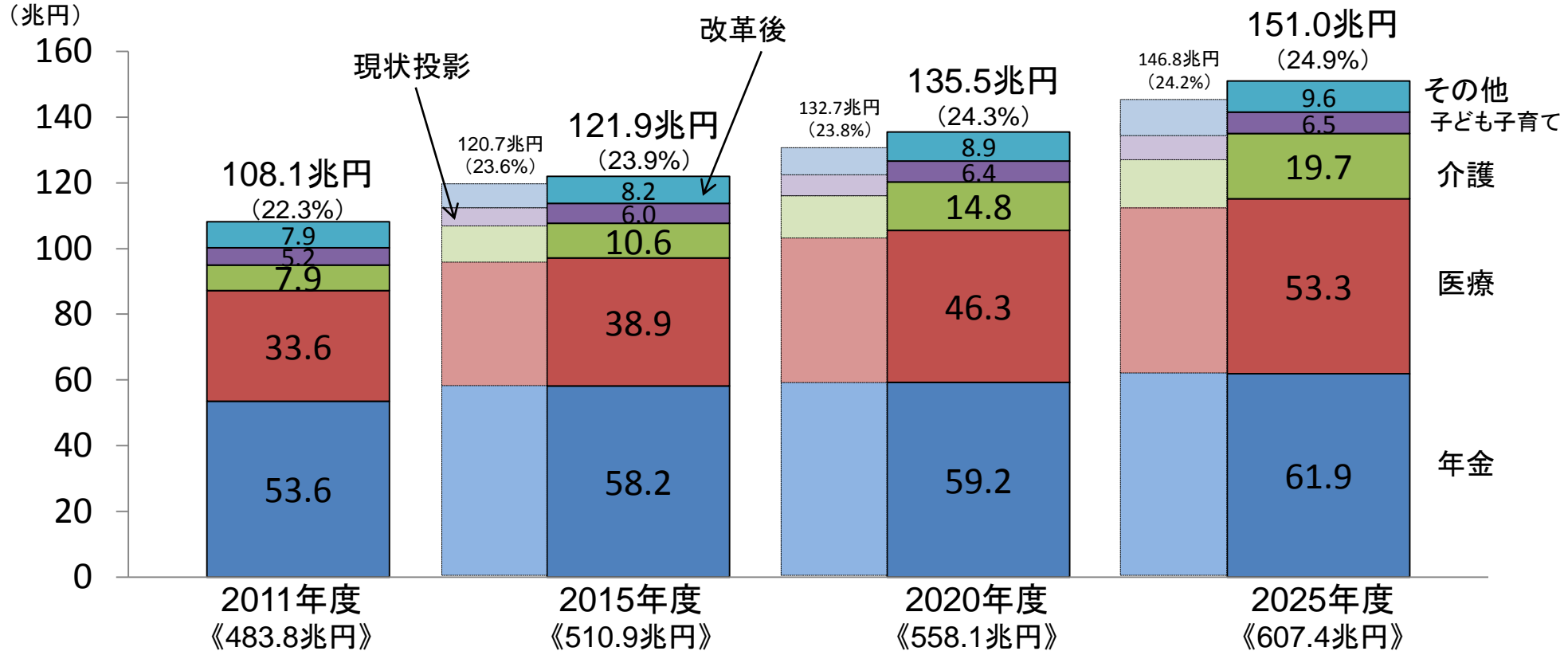
注2:上図の子ども・子育ては、新制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注3:()内は対GDP比である。《 》内はGDP額である。

(参考) 社会保障に係る費用の将来推計について《平成23年6月推計》

○給付費に関する見通し

給付費は2011年度の108.1兆円(GDP比22.3%)から2025年度の151.0兆円(GDP比24.9%)へ増加。



注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2:上図の子ども・子育ては、新制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注3:()内は対GDP比である。《 》内はGDP額である。

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》(給付費の見通し)

	2012(平成24)		2015(平成27)		2020(平成32)		2025(平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2:()内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

注3:上図の子ども・子育ては、新制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注4:医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

社会保障に係る費用の将来推計について《改定後(平成24年3月)》(保険料・公費負担額の見通し)

	2012(平成24)		2015(平成27)		2020(平成32)		2025(平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
保険料負担	60.6	12.6	66.3 (65.7)	13.0 (12.9)	76.5 (75.3)	13.7 (13.5)	85.7 (83.9)	14.0 (13.7)
年金	33.1	6.9	35.4	7.0	40.4	7.2	44.1	7.2
医療	20.1	4.2	22.3 (22.0)	4.4 (4.3)	25.5 (25.0)	4.6 (4.5)	28.5 (28.2)	4.7 (4.6)
介護	3.7	0.8	4.6 (4.3)	0.9 (0.8)	6.5 (5.7)	1.2 (1.0)	8.7 (7.2)	1.4 (1.2)
子ども・子育て	0.8	0.2	0.9	0.2	0.9	0.2	0.9	0.1
その他	2.9	0.6	3.1	0.6	3.3	0.6	3.6	0.6
公費負担	40.6	8.5	45.4 (44.9)	8.9 (8.8)	52.9 (51.6)	9.5 (9.2)	60.5 (58.3)	9.9 (9.5)
年金	12.4	2.6	12.9	2.5	13.2	2.4	13.7	2.2
医療	15.0	3.1	17.2 (17.0)	3.4 (3.3)	21.4 (21.1)	3.8 (3.8)	25.5 (25.2)	4.2 (4.1)
介護	4.8	1.0	6.0 (5.6)	1.2 (1.1)	8.4 (7.3)	1.5 (1.3)	11.1 (9.2)	1.8 (1.5)
子ども・子育て	3.9	0.8	4.6	0.9	4.9	0.9	4.8	0.8
その他	4.5	0.9	4.7	0.9	5.1	0.9	5.4	0.9
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

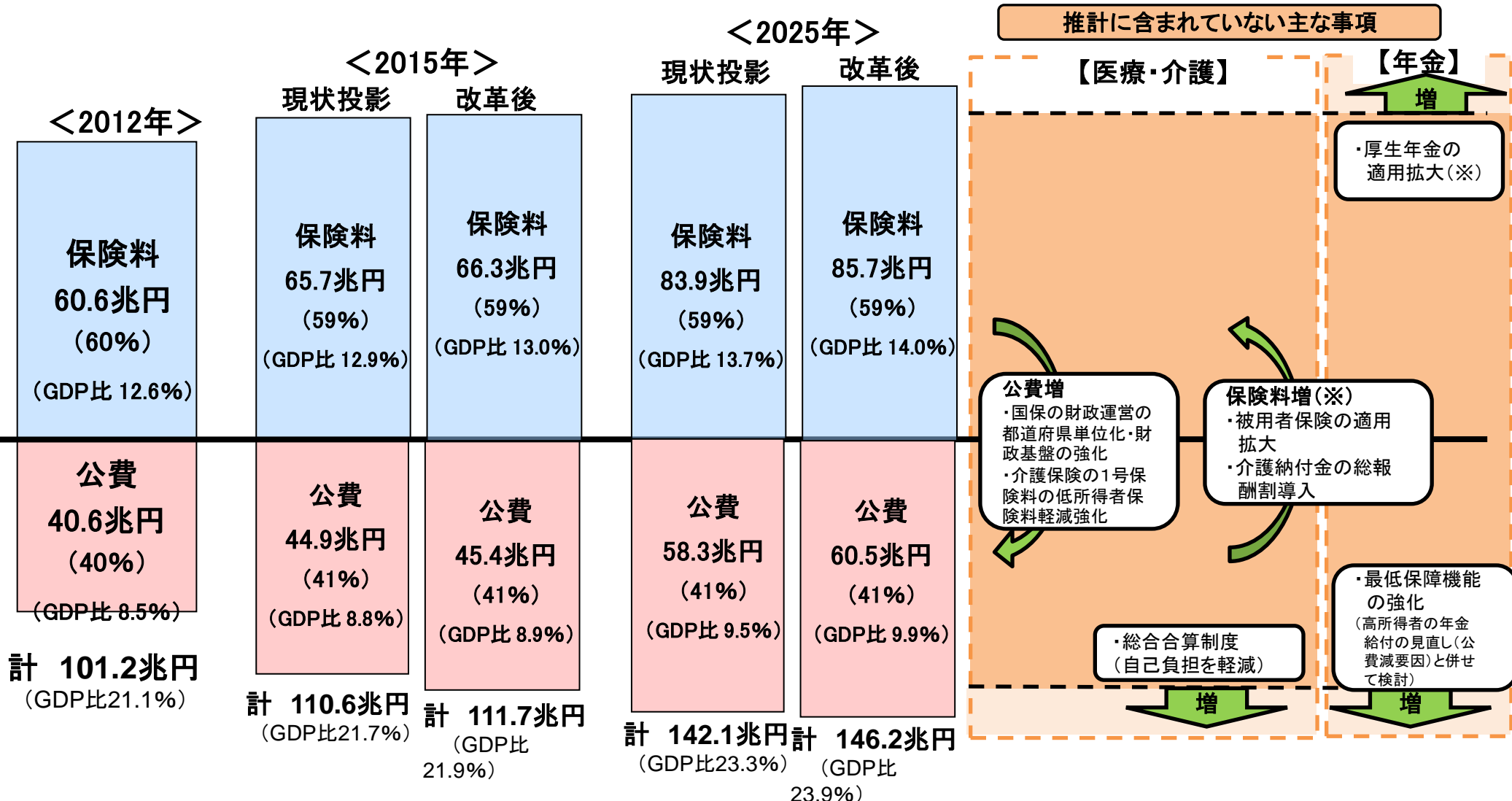
(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)

注2: ()内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。

注3: 上図の子ども・子育てでは、新制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。

注4: 医療の負担には補正予算対応分が含まれている。

社会保障に係る費用の負担の見通しの全体像《改定後(平成24年3月)》



※ 被用者保険の適用拡大や介護納付金の総報酬割導入によって保険料の総額は増加するものの、個々の加入者の保険料については、加入している制度や所得水準によってその影響は異なり、すべての加入者の保険料負担が増加するわけではない。

今回の一体改革では、低所得者の国保・介護の保険料軽減や年金の加算などの低所得者対策を強化することにより、低所得の方の負担にも配慮。この結果、例えば、介護保険の1号保険料の低所得者保険料軽減強化については、所要額(～1,300億円)の全額を低所得者の保険料軽減に充てることとした場合、その保険料水準を3割程度引き下げる効果。

注: 棒グラフ中の数字は、「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。(ただし、「Ⅱ 医療介護等

② 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。) 27

社会保障各制度の保険料水準の見通し《改定後(平成24年3月)》(改革後)

制度	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)	
年金	国民年金	月額14,980円	月額16,380円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))
	厚生年金	保険料率 16.412%(～8月) 16.766%(9月～)	保険料率 17.474%(～8月) 17.828%(9月～)	保険料率18.3%	保険料率18.3%
医療	国民健康保険(2012年度賃金換算)	月額7,600円	月額8,100円程度	月額8,800円程度	月額9,300円程度
	協会けんぽ	保険料率10.0%	保険料率10.8%程度	保険料率10.9%程度	保険料率11.1%程度
	組合健保	保険料率8.5%	保険料率9.2%程度	保険料率9.2%程度	保険料率9.4%程度
	後期高齢者医療(2012年度賃金換算)	月額5,400円	月額5,800円程度	月額6,200円程度	月額6,500円程度
	介護	第1号被保険者(2012年度賃金換算)	月額5,000円	月額5,700円程度	月額6,900円程度
	第2号被保険者 (国民健康保険、2012年度賃金換算)	月額2,300円	月額2,700円程度	月額3,300円程度	月額3,900円程度
	第2号被保険者(協会けんぽ)	保険料率1.55%	保険料率1.8%程度	保険料率2.3%程度	保険料率3.1%程度
	第2号被保険者(組合健保)	保険料率1.3%	保険料率1.5%程度	保険料率1.9%程度	保険料率2.5%程度

前提: 人口「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオ

注1: この数値は2011年6月「社会保障に係る費用の将来推計」を元として、人口及び経済の前提の変化等による修正を加えた上で、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

- ①これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと(各保険者によっても将来の保険料(率)は異なる)
- ②前提等により値が変わることなどに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

注2: 平成25年度以降の国民年金保険料は、平成16年度価格水準で示された月額であり、実際の保険料額は物価及び賃金の変動を反映して決定することとされている。

注3: 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

(ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない)

注4: 厚生年金、協会けんぽおよび組合健保の保険料率は、本人分と事業主負担分との合計である。

注5: 平成24(2012)年度の介護第1号被保険者の保険料額は第5期平均見込み値である。

社会保障各制度の保険料水準の見通し《改定後(平成24年3月)》(現状投影)

制度		平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
年金	国民年金	月額14,980円	月額16,380円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))	月額16,900円 (平成16年度価格(注2))
	厚生年金	保険料率 16.412%(～8月) 16.766%(9月～)	保険料率 17.474%(～8月) 17.828%(9月～)	保険料率18.3%	保険料率18.3%
医療					
	国民健康保険(2012年度賃金換算)	月額7,600円	月額8,000円程度	月額8,600円程度	月額9,200円程度
	協会けんぽ	保険料率10.0%	保険料率10.6%程度	保険料率10.7%程度	保険料率10.9%程度
	組合健保	保険料率8.5%	保険料率9.1%程度	保険料率9.1%程度	保険料率9.3%程度
	後期高齢者医療(2012年度賃金換算)	月額5,400円	月額5,700円程度	月額6,100円程度	月額6,400円程度
介護					
	第1号被保険者(2012年度賃金換算)	月額5,000円	月額5,300円程度	月額6,000円程度	月額6,800円程度
	第2号被保険者 (国民健康保険、2012年度賃金換算)	月額2,300円	月額2,600円程度	月額2,900円程度	月額3,300円程度
	第2号被保険者(協会けんぽ)	保険料率1.55%	保険料率1.7%程度	保険料率2.0%程度	保険料率2.6%程度
	第2号被保険者(組合健保)	保険料率1.3%	保険料率1.4%程度	保険料率1.6%程度	保険料率2.1%程度

前提：人口「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位・死亡中位 経済「経済財政の中長期試算(平成24年1月)」慎重シナリオ

注1：この数値は2011年6月「社会保障に係る費用の将来推計」を元として、人口及び経済の前提の変化等による修正を加えた上で、所要保険料財源の総額などから算出したものであり、特に医療・介護については、

- ①これが実際の将来の個人の保険料(率)水準を表したものではないこと(各保険者によっても将来の保険料(率)は異なる)
- ②前提等により値が変わることなどに留意し、一定程度の幅をもって見る必要がある。

注2：平成25年度以降の国民年金保険料は、平成16年度価格水準で示された月額であり、実際の保険料額は物価及び賃金の変動を反映して決定することとされている。

注3：医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の保険料水準である。

注4：厚生年金、協会けんぽおよび組合健保の保険料率は、本人分と事業主負担分との合計である。

注5：平成24(2012)年度の介護第1号被保険者の保険料額は第5期平均見込み値である。